

# 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和5年8月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 名称 株式会社カネミヤ
  - 住所 宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁目8番地の19 京急プラザ603
  - 代表者の氏名 代表取締役 大宮康弘
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県多賀城市栄三丁目13番1
- 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「政令」という。）第7条第7号）  
がれき類等の破砕施設（政令第7条第8号の2）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
廃プラスチック類 18.4トン/日（2.3トン/時間 8時間稼働）  
木くず 28.8トン/日（3.6トン/時間 8時間稼働）  
金属くず 8トン/日（1トン/時間 8時間稼働）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 24トン/日（3トン/時間 8時間稼働）
- 許可年月日  
令和5年7月20日
- 許可番号  
04-44-0
- 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 担当課  
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）